

亀山市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第14号

### 亀山市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

亀山市児童福祉法施行細則（平成17年亀山市規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考の2中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同表備考の3の（2）中「及び第6項」を「第6項及び第24項」に改め、同表備考の3の（3）中「附則第12条」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項、第60号第1項」を加え、同表備考の4の（2）中「第17条」の次に「及び第31条の7」を加え、同表備考の4の（3）中「第13項、第14項、及び第15項」を「第12項、第13項及び第14項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。